

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和8年3月18日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和8年3月18日（水）午前9時45分～ 本庁舎2階災害対策室

2 出席者

未来創造戦略室 黒澤室長、佐藤主査

3 件名

企業誘致基本方針の改定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・法目上長殿地区が中心都市拠点・生活拠点づくり事業に含まれている理由は何か。
→第6次総合計画基本構想における将来都市構造「中心都市拠点」の範囲に、法目上長殿地区が含まれているため。

・B、C、I地区の位置付けが変わった理由は何か。
→現状では優先順位が低いため。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 未来創造戦略室

件名	企業誘致基本方針の改定について								
内容	<p>【報告内容】 ・令和8年度から施行する白井市第6次総合計画に合わせて、企業誘致基本方針を改定するものである。</p> <p>【経緯】 令和4年9月20日の行政経営戦略会議にて「企業誘致基本方針(以下「基本方針」という。)」が採択され、市街化調整区域14か所、白井駅・西白井駅、工業専用地域を事業候補地として位置付けている。 本基本方針に基づき、第5次総合計画後期実施計画「企業誘致推進事業」、「駅周辺地域活性化事業」、「工業専用地域振興事業」を推進している。 上記3事業について、第6次総合計画からは、「中心都市拠点・生活拠点づくり事業」、「特色を活かした憩いの場整備事業」、「幹線道路沿道活性化事業」に再編する。</p> <p>【主な改定内容】 ① 事業候補地(アルファベットA～N)を地区名にした。 ② 第6次総合計画前期実施計画事業ごとの事業候補地を示した。 また、同事業に位置付けがない事業候補地(B.C.I)を削除した。 ③ DEFGH地区をまとめ、構想道路沿道地区として位置付けた。 ④ 改定時点の進捗状況(進行中、完了)を示した。</p>								
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)									
今後のスケジュール	・R.8.3月 企業誘致基本方針の改定及び公表								
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)			
	条例規則	無		報道発表	無				
	議会説明	有	行政運営報告(R.8.4月)	広報・HP等	有	市HP(R.8.4月)			
	市民参加	無							
	報告書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで							
参考情報	案件提出事由	カ 各部署が庁内全体で情報共有したい事項							
	関係法令等								
	関係課								
	事業費	千円 (うち特定財源 千円)							
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	拠点創造	手段	民間の誘致・連携

改定案

白井市企業誘致基本方針の策定 令和4年9月
白井市企業誘致基本方針の改定 令和5年2月
白井市企業誘致基本方針の改定 令和8年3月

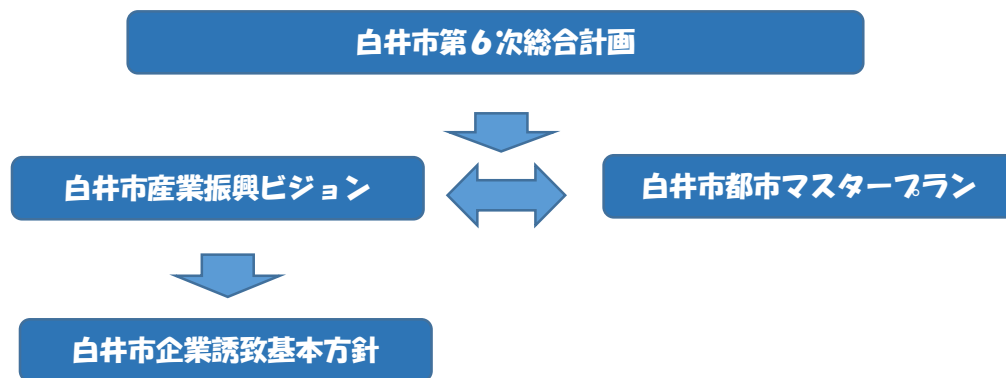
白井市企業誘致基本方針

1. 目的

白井市企業誘致基本方針（以下「本方針」という。）は、白井市産業振興条例（平成25年3月22日条例第8号）により産業の振興に関する施策を計画的かつ効率的に実施するため策定された白井市産業振興ビジョン（令和3年12月策定、令和8年3月改定）に基づき、戦略的で透明性のある企業誘致を実施するための基本的な方向性、誘致すべき産業とその候補地、及び誘致の進め方を示し、産業用地の不足に対応した企業誘致を進めていくことを目的とする。

2. 位置づけ

本方針は、白井市第6次総合計画前期実施計画事業「中心都市拠点・生活拠点づくり事業」「特色を活かした憩いの場整備事業」「幹線道路沿道活性化事業」等の実現に向け、企業誘致の推進について戦略的に取り組むための方針とする。



3. 基本的な方向性

産業振興ビジョンに即する。

4. 誘致すべき産業・施設

地域特性や市の強みを活かし、次に掲げる産業・施設の誘致を目指します。

- (1) 都心から30キロ圏内に位置し、成田空港や千葉港に近く、国道464号、国道16号等の高規格な道路を有しているという強みを活かした「生産流通産業」の誘致
- (2) 国が策定した「半導体・デジタル産業戦略」、「成長戦略実行計画」等を踏まえ、本市の強みである電力インフラを活かした「次世代成長産業」の誘致
- (3) 白井市第6次総合計画で掲げる「目指すまち」の実現に寄与するにぎわい・交流を生む「集客施設・業務施設等」の誘致
- (4) 白井市第6次総合計画で掲げる「目指すまち」の実現に寄与する農産物の高付加価値化や農業を通じた多様な交流を生む「大規模施設園芸・6次産業化施設等」の誘致

5. 事業候補地（誘致エリア）

本方針における事業候補地は、別紙1のとおり。

なお、本方針は新たに事業候補地を設定することを妨げるものではない。

6. 企業誘致の進め方

本方針における企業誘致の進め方は、白井市まちづくり条例(平成16年3月26日条例第1号)第9条に規定される「地区まちづくり協議会」との協働により、産業振興の側面から企業誘致を進めるものとする。

なお、企業誘致フローは別紙2のとおり。



7. 事業者の選定方法について

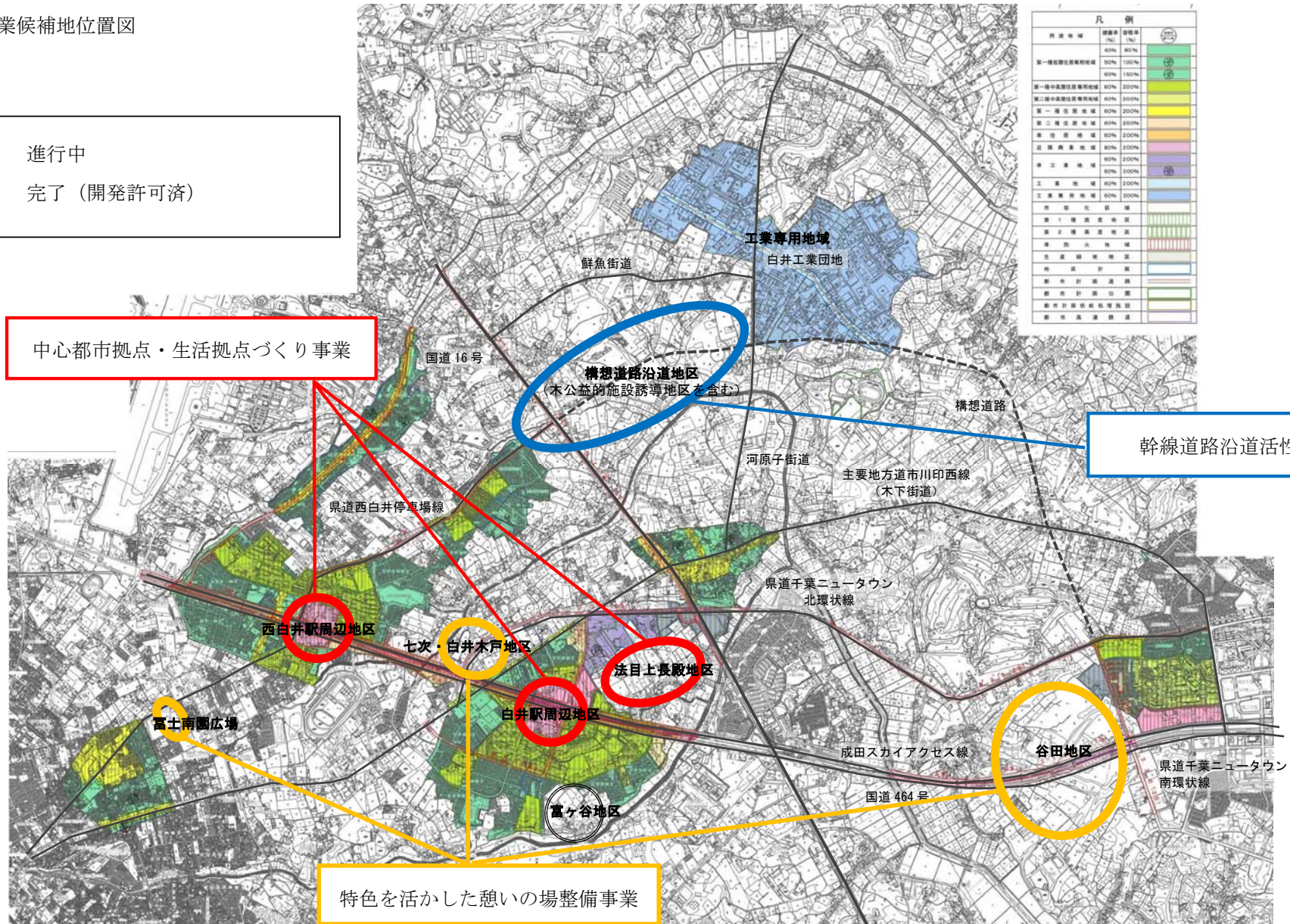
別紙2における事業検討パートナー（「協議会設立フロー」STEP7）及び開発事業者（別紙2「事業化検討フロー」STEP4）の選定は、次の人員で構成される選定委員会により行うものとする。

- ・選定委員会：地区まちづくり協議会役員（2名）+市職員（2名）+外部委員（1名）ⁱ

ⁱ 外部委員は、白井市産業振興ネットワーク会議の委員から推薦により決定する。

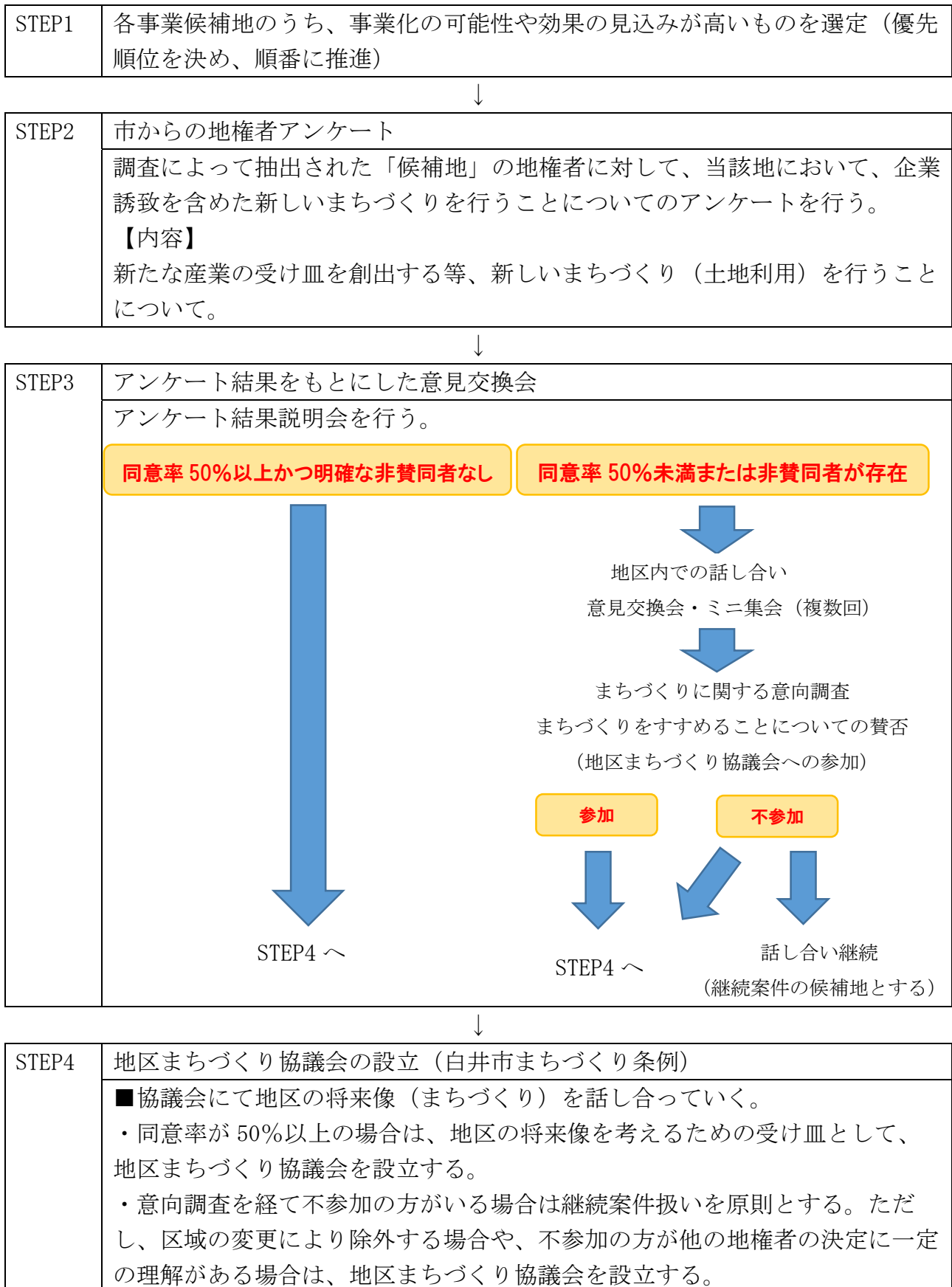
別紙1 事業候補地位置図

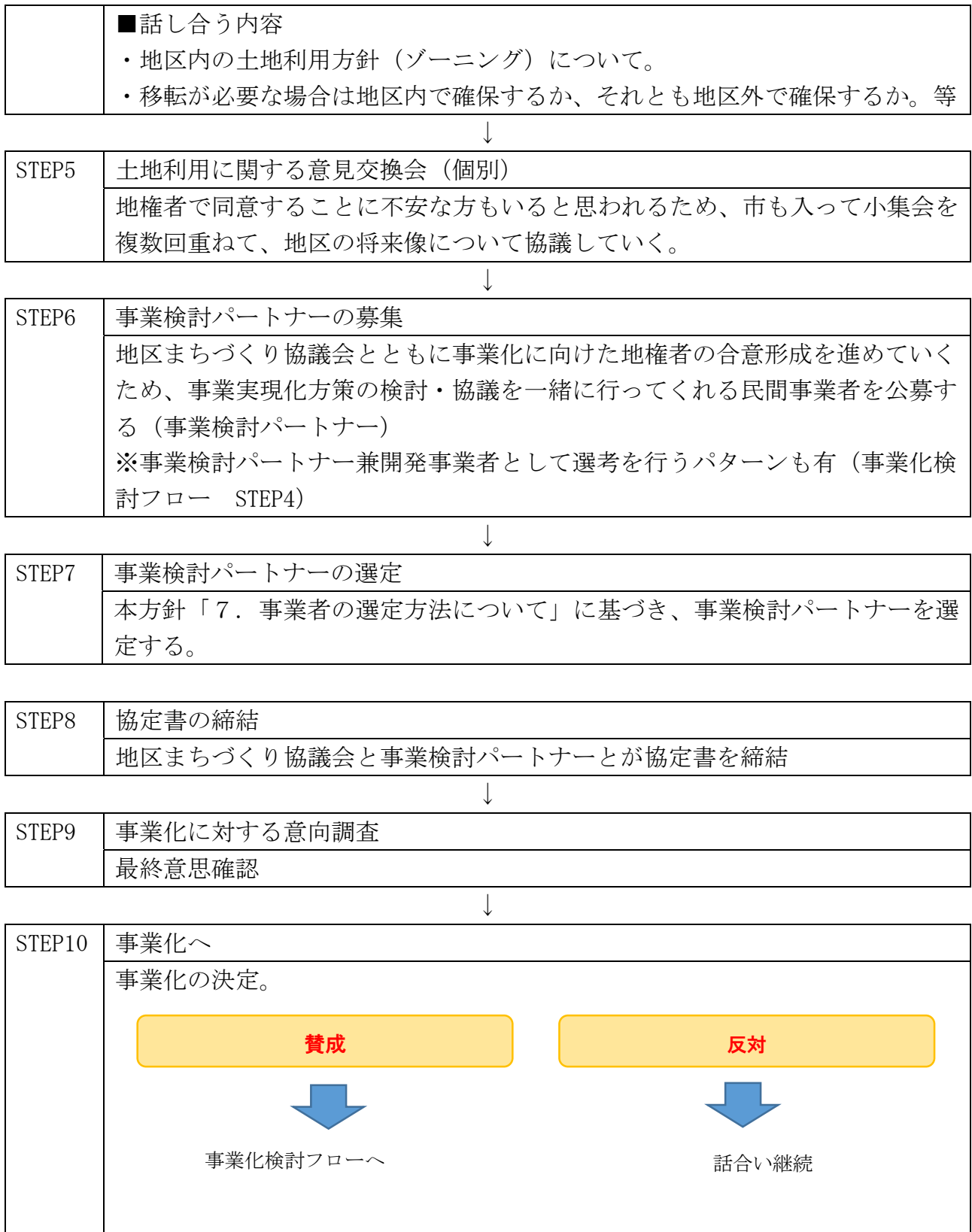
 進行中
 完了（開発許可済）



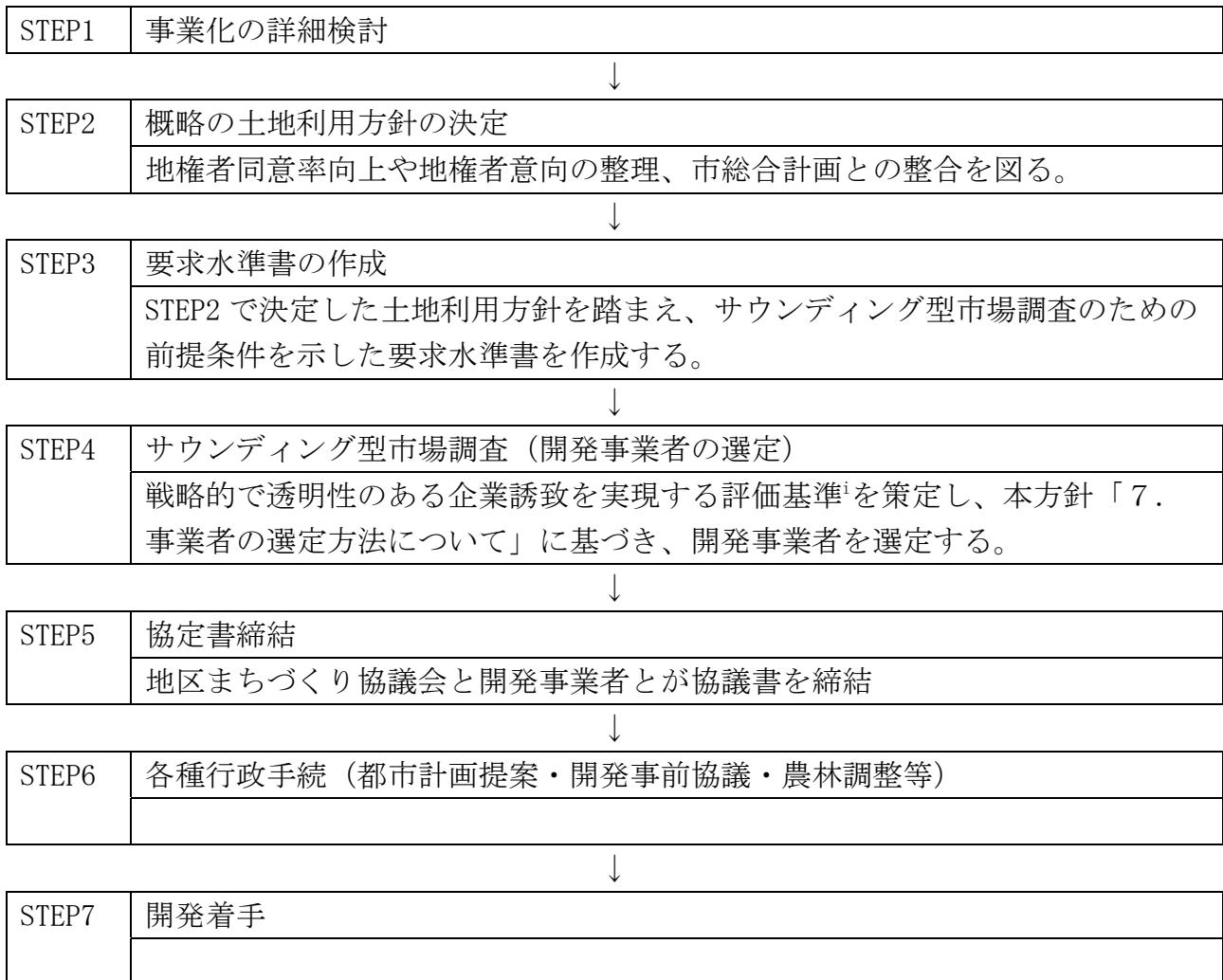
凡例		
用途地域	建築率 (%)	容積率 (%)
第一種低層住居専用地域	40%	80%
第一種中高層住居専用地域	50%	100%
第一種中低層住居専用地域	60%	100%
第一種住居地域	60%	200%
第二種住居地域	60%	200%
準住居地域	60%	200%
近隣商業地域	80%	200%
準工業地域	60%	200%
工業地域	60%	100%
工業専用地域	60%	200%
市街化区域		
第一種市街化区域		
第二種市街化区域		
準市街化区域		
市街化調整区域		
都市計画道路		
都市計画支線		
都市計画街路幅員施設		
都市計画線		

協議会設立 フロー





事業化検討 フロー



ⁱ 評価基準は、行政計画に沿った基本的基準と地区ごとの特性を反映した個別基準とに分けて作成することを検討している。

改定案

白井市企業誘致基本方針の策定 令和4年9月
白井市企業誘致基本方針の改定 令和5年2月
白井市企業誘致基本方針の改定 令和8年3月

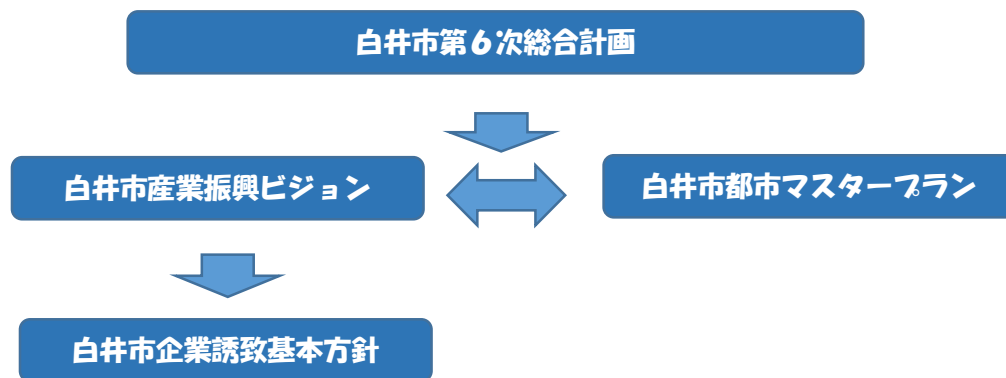
白井市企業誘致基本方針

1. 目的

白井市企業誘致基本方針（以下「本方針」という。）は、白井市産業振興条例（平成25年3月22日条例第8号）により産業の振興に関する施策を計画的かつ効率的に実施するため策定された白井市産業振興ビジョン（令和3年12月策定、令和8年3月改定）に基づき、戦略的で透明性のある企業誘致を実施するための基本的な方向性、誘致すべき産業とその候補地、及び誘致の進め方を示し、産業用地の不足に対応した企業誘致を進めていくことを目的とする。

2. 位置づけ

本方針は、白井市第6次総合計画前期実施計画事業「中心都市拠点・生活拠点づくり事業」「特色を活かした憩いの場整備事業」「幹線道路沿道活性化事業」等の実現に向け、企業誘致の推進について戦略的に取り組むための方針とする。



3. 基本的な方向性

産業振興ビジョンに即する。

4. 誘致すべき産業・施設

地域特性や市の強みを活かし、次に掲げる産業・施設の誘致を目指します。

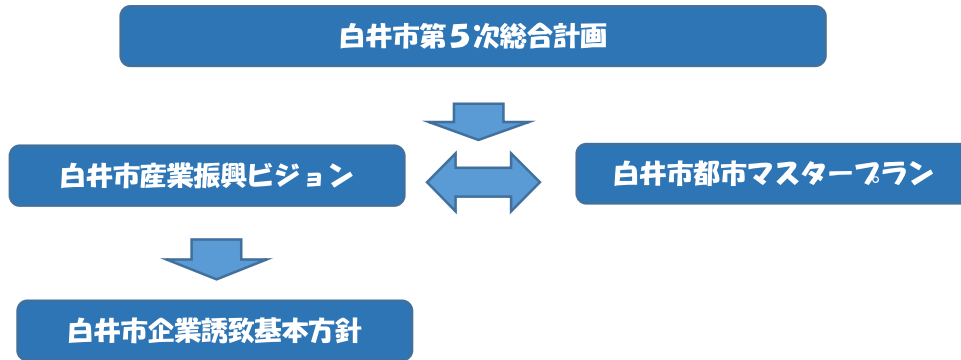
- (1) 都心から30キロ圏内に位置し、成田空港や千葉港に近く、国道464号、国道16号等の高規格な道路を有しているという強みを活かした「生産流通産業」の誘致
- (2) 国が策定した「半導体・デジタル産業戦略」、「成長戦略実行計画」等を踏まえ、本市の強みである電力インフラを活かした「次世代成長産業」の誘致
- (3) 白井市第6次総合計画で掲げる「目指すまち」の実現に寄与するにぎわい・交流を生む「集客施設・業務施設等」の誘致
- (4) 白井市第6次総合計画で掲げる「目指すまち」の実現に寄与する農産物の高付加価値化や農業を通じた多様な交流を生む「大規模施設園芸・6次産業化施設等」の誘致

1. 目的

白井市企業誘致基本方針（以下「本方針」という。）は、白井市産業振興条例（平成 25 年 3 月 22 日条例第 8 号）により産業の振興に関する施策を計画的かつ効率的に実施するため策定された白井市産業振興ビジョン（令和 3 年 12 月策定 以下「ビジョン」という。）に基づき、戦略的で透明性のある企業誘致を実施するための基本的な方向性、誘致すべき産業とその候補地、及び誘致の進め方を示し、産業用地の不足に対応した企業誘致を進めていくことを目的とする。

2. 位置づけ

本方針は、白井市第 5 次総合計画後期実施計画事業「企業誘致推進事業」等の実現に向け、企業誘致の推進について戦略的に取り組むための方針とする。



3. 基本的な方向性（ビジョンより）

- (1) 地域経済の活性化
- (2) 雇用機会の創出
- (3) 財政基盤の強化

4. 誘致すべき産業・施設

ビジョンにおける SWOT 分析を踏まえ、地域特性や市の強みを活かした企業誘致を推進するため、次に掲げる産業・施設の誘致を目指します。

- (1) 都心から 30 キロ圏内に位置し、成田空港や千葉港に近く、国道 464 号、国道 16 号等の高規格な道路を有しているという強みを活かした「生産流通産業」の誘致
- (2) 国が策定した「半導体・デジタル産業戦略」、「成長戦略実行計画」等を踏まえ、本市の強みである電力インフラを活かした「次世代成長産業」の誘致
- (3) 白井市第 5 次総合計画で掲げる「若い世代定住プロジェクト」、「拠点創造プロジェクト」の実現に寄与するにぎわい・交流を生む「集客施設・業務施設等」の誘致
- (4) 白井市第 5 次総合計画で掲げる「みどり活用プロジェクト」の実現に寄与する農産物の高付加価値化や農業を通じた多様な交流を生む「大規模施設園芸・6 次産業化施設等」の誘致

現行

